

平成十二年建設省告示第千四百十四号の一部を改正する告示案（概要）

1. 改定の概要

建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第290号。以下「改正令」）網車及び巻胴における軸の強度基準を追加し、以下のとおり定める。

令第129条の4第2項第3号に規定する安全率に、同項第3号に規定する σ_1 及び σ_2 を乗じて得た値については、以下のとおりとする。

設置時	使用時
8.0 (脆性金属にあつては、10.0とする。)	3.0 (脆性金属にあつては、4.0とする。)

2. 今後のスケジュール

施行日：平成21年9月28日